

学齡期職業体験事業について、次のとおり公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定しますので、公告します。

令和6年6月7日

奈良県知事 山下 真

1. 事業の内容

(1) 事業名 学齡期職業体験事業業務委託

(2) 事業内容

①下記(ア)～(ウ)の事業を実施すること。

(ア) 県内の小学生を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による体験教室。

(イ) 県内の中学生を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による実演講話。

(ウ) 県内の小学生とその保護者を対象とした、幅広い分野の職業の従事者、熟練技能者による出前体験教室。

②前述①(ア)～(ウ)については以下を含めて実施すること。

(ア) 参加者及び参加校の募集、調整並びに選考

(イ) 参加者及び講師等の安全管理

(ウ) 災害・事故等発生時の連絡、調整

(エ) 事業実施状況の把握及び報告

(オ) その他事業の実施に伴い当部が必要と認める事項

(3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

(4) 委託上限額 2,999,810円(消費税及び地方消費税10%相当額を含む。)

2. 参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加提出期間中でない者であること。

(3) この公告に係る契約締結年度を除き過去五年間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これを誠実に実行した者であること。

(4) 県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更生手続開始の決定を受けた者を除く)

(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

(8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を

受けた者を除く)

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (3) この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- (4) 提出のあった提案書等について、契約上限額を超える見積を提案したとき
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (6) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

4. 手続等

(1) 担当部局

奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材育成係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階

電話：0742-27-8834（ダイヤルイン）

(2) 企画提案募集説明書及び業務委託仕様書の交付期間等

①交付期間 令和6年6月7日（金）から令和6年6月28日（金）まで
（土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで）

②交付場所 (1)に同じ

なお、企画提案募集説明書及び業務委託仕様書は奈良県産業部人材・雇用政策課のホームページにも掲載します。

(3) 企画提案書募集に対する質問の受付及び回答

①受付期間 令和6年6月14日（金）午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 FAX（A4版、様式は自由）にて受け付けます。なお、必ず質問者のFAX番号を明記すること。FAX送信後、上記担当部局あてに連絡して下さい。

FAX：0742-27-2319

④回答 令和6年6月21日（金）までに、奈良県産業部人材・雇用政策課のホームページに掲載します。

(4) 企画提案参加申込書の提出期限等

①提出期限 令和6年6月25日（火）

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 様式1をFAXにて提出してください。なお、FAX送信後、上記担当部局あてに連絡してください。

(5) 企画提案書の提出期限等

①提出期限 令和6年7月1日（月）午後5時まで

②提出先 (1)に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前8時45分から

午後5時まで。

郵送の場合は、令和6年7月1日（月）午後5時までに必着。

④提出部数

正1部 副6部

(副には事業所名等提案者が特定できる内容を記載しないこと。)

(5) 企画提案書の審査（受託者の決定）

公募型プロポーザル選定審査会（プレゼンテーション）を開催し、優秀提案者を1事業者選定します。

開催日時 令和6年7月初旬（予定）

なお、詳細については参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知します。

5. その他

(1) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。また提案書は返却しません。

(2) 詳細は、「学齢期職業体験事業企画提案募集説明書」及び「学齢期職業体験事業業務委託仕様書」によります。